

F No. 4 ・ 7 ・ 5 （丁）

令和 6 年 9 月 2 日

秦野市指定認知症対応型共同生活介護事業者 各位

秦野市長 高 橋 昌 和
(公印・契印省略)

認知症対応型共同生活介護における家賃の取扱いについて（通知）

日頃から本市介護保険事業の運営に御理解と御協力いただき誠にありがとうございます。

この度、市内事業所からの問い合わせに基づき、認知症対応型共同生活介護における家賃の取扱いについて、厚生労働省に次のとおり確認しましたので通知します。

1 利用者間における異なる家賃を設定することについて

ユニットに空室を作らないことを目的に、新規利用者の家賃等を優遇（入居後 3 か月間の家賃を無料など）することは、介護保険法等の法令に禁ずる規定はないため、事業者判断によって任意に設定することができます。ただし、同じ施設を利用しているにも関わらず家賃が異なることは望ましくありません。

2 本通知の取扱い適用時期

取扱いについては、令和 6 年 9 月 2 日から適用することとします。

3 留意事項

本通知は認知症対応型共同生活介護の利用する時期によって、異なる家賃を設定することを推奨するものではなく、利用者間における家賃格差等によって発生した問題については、事業者が責任をもって対応してください。

なお、時限的な利用者間に家賃格差を設ける場合でも料金表等の変更届出が必要となります。

〔 事務担当は、福祉部高齢介護課高齢介護計画担当です。〕
電話番号 0463 (86) 6583